

仕 様 書

1 件名

港区放課後児童育成事業（放課GO→みた）業務委託

2 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3 履行場所

放課GO→みた

所在地：港区三田四丁目11番38号（区立御田小学校内）

4 目的

小学校に就学している児童が、放課後等の学校施設を活用し、安全、安心に過ごすことのできる居場所を確保するとともに、学習、スポーツ、遊びなどの活動を通して、児童の自主性、社会性及び創造性を養うことを目的として実施する港区放課後児童育成事業（以下「放課GO→」という。）について、区立御田小学校内に設置する放課GO→みたの運営を委託する。

5 開室日時

- (1) 平日については、放課後から午後5時まで（ただし、実施場所の小学校（以下「実施校」という。）が休業日の場合は、午前9時から午後5時まで）とする。
- (2) 土曜日については、業務を要しない日とする。
- (3) 日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）については、業務を要しない日とする。
- (4) 上記（1）から（3）に関わらず、発注者は、実施校の実情に合わせて実施日時を設定することができることとする。

6 業務内容

放課GO→は以下に定める業務内容について、港区放課後児童育成事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、実施すること。

(1) 児童受入れ前準備

- ア 学校機械警備解除（学校職員不在の場合）
- イ 鍵の借用、開錠、管理
- ウ 放課GO→室の点検・整理
- エ 当日の行程・役割分担・事務連絡等の確認
- オ 参加予定児童の確認等

(2) 児童受入れ

- ア 参加児童の確認、参加カード・連絡帳の回収及び対応
- イ 児童の学習の場の提供、遊び、生活の指導・支援
- ウ 参加児童の誘導、児童の安全管理等

(3) 児童見送り

児童の帰宅時の見送りにおける指定場所及びコースについては、発注者及び実施校と協議のうえ決定すること。また、指定場所又はコースを変更する場合は、事前に発注者及び実施校の承認を得ること。

- ア 早帰り児童への声かけ、参加カードの返却、誘導
- イ 児童の帰宅時の見送りにおいては、業務に当たる要員が指定場所まで指定されたコースで付き添うこと。また、放課GO→室と常時連絡が取れる携帯電話等を所持し、安全確保に留意すること。放課GO→サポーター（以下「サポーター」という。）が配置された場合は、連携・協力して見送りを行うこと。なお、サポーターは、実施要綱第16条に規定する事業協力者を指す。

（参考）令和3年度放課GO→みた見送りコース数 4コース

(4) 児童退室後

責任者（又は責任者に代わる者）は、放課GO→終了後からおおむね30分程度、帰宅確認等保護者からの問合せに対応するため放課GO→室にて待機すること。

- ア 退室児童の確認
- イ 放課GO→室及び使用箇所の片付け・清掃
- ウ 打合せ・反省会（本日の出来事、児童の様子等）
- エ 業務日誌の作成
- オ 施錠、鍵の返却又は管理
- カ 機械警備設定（学校職員不在の場合）等

(5) サポーター関連事務

サポーターは、発注者が別途委嘱して配置することとする。サポーターは、原則として開室日の午後3時から午後5時までに1名活動するものとするが、配置を保障するものではないため留意すること。

- ア サポーター懇談会の開催に関する事務（参加者の日程調整、協議用資料作成、会の進行、開催後の議事録作成など）
- イ サポーター活動日調整・決定
- ウ サポーター活動実績作成・報告
- エ サポーター間の情報交換の場の設定
- オ サポーターとの連絡・連携
- カ 放課GO→協議会及び放課後児童育成事業連絡協議会への報告
- キ サポーター事務用品の管理等
- ク サポーターへの放課GO→専用ユニフォームの貸与
- ケ 業務内容に関するサポーターへの研修の実施

- (6) 運営に関する連絡・連携
 - ア 発注者との連絡・連携
 - イ 実施校及び参加児童の保護者との連絡・連携
 - ウ 放課GO→協議会及び放課後児童育成事業連絡協議会との連絡・連携
 - エ 港区の「遊び場開放事業」を含め、地域及び外部指導者（団体含む。）との連絡・連携
 - オ 児童館、子ども中高生プラザ、緊急暫定学童クラブとの連絡・連携
 - カ 他の放課GO→及び放課GO→クラブ受託事業者との連絡・連携等
- (7) 安全管理・危機管理業務
 - ア 帰宅時の安全対策に関すること。
 - イ けが・急病等の処置・対応及び保護者への連絡
 - ウ 避難訓練の実施
 - エ 災害及び救急時、港区災害対策本部が立ち上がるまでの2日分程度の備品配備（飲料、非常食等）
 - オ 緊急メール配信システムの案内、登録、配信及び問い合わせ対応に関すること。
- (8) 登録事務等
 - ア 参加登録申込書・参加予定表等の作成・印刷・配布
 - イ 参加登録申込書・参加予定表等の確認受付（特別な支援が必要な児童対応を含む。）
 - ウ 「スポーツ安全保険」（15費用負担（6）参照）の保険料の収受、保険加入書の作成及び保険料払込みなどの保険加入手続
 - エ 名簿・受付簿・参加カードの作成等
 - オ 月次報告書（実施報告書、参加児童数、参加児童名簿、参加登録申込状況、指導日誌、サポーター出勤簿、サポーター日誌、サポーター活動実績表、指導員勤務表及び事業計画書）の作成・報告
- (9) プログラム等
 - ア フリータイムの実施に関すること。
 - イ 特別プログラム（スポーツ教室、自然・環境教育、伝承・季節行事、地域との連携行事等）の実施に関すること。
 - ウ 保護者会等の実施に関すること。
 - エ おたより（放課GO→だより）の発行に関すること。
 - オ 参加費の徴収及び管理に関すること。
 - カ 事業評価のアンケートに関すること。
 - キ 共同備品の管理・運搬等
- (10) その他
 - ア 苦情処理対応
 - イ 発注者が購入した物品の管理（修理含む。）
 - ウ 使用した学校備品の修理

- エ 外出・プログラム実施時等における携帯電話の準備
- オ ボランティアの受入れに関すること。
- カ 参加児童への保険は、発注者が指定する「行事参加者補償制度費用保険特約付帯団体総合補償制度費用保険」に加入すること。
- キ 前記（カ）「行事参加者補償制度費用保険特約付帯団体総合補償制度費用保険」の補償内容以上を希望する参加児童の保護者に対し、公益財団法人スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」（加入区分「A1」）を案内すること（任意加入）。
- ク 発注者が依頼する放課GO→の実施並びに実績に関する調査への協力及び回答

7 業務要領

- (1) 業務の目的、任務を認識して服務すること。また、参加児童の安全を最優先して業務に従事すること。
- (2) 服務中は、必ず名札・放課GO→専用ユニフォームを着用すること。
- (3) 服装、態度に気を配り、児童・保護者等に対しては、親切・丁寧に接すること。
- (4) 検温と体調管理を徹底すること。
- (5) 服務中は、必ずマスクを着用すること。
- (6) 室内は、定期的に窓を開け、換気を徹底すること。
- (7) 業務の実施場所や参加児童が使用する遊具等の定期的な消毒を徹底すること。
- (8) 定期的な手洗い及び手指消毒を徹底すること。また、参加児童に手洗い及び手指消毒を促すこと。
- (9) 参加児童並びに職員等に新型コロナウイルス感染症の陽性者が出た場合は、速やかに発注者に報告すること。また、それに伴う対応については、発注者の指示に従い、迅速に対応すること。
- (10) 業務を履行するに当たり、十分な注意と誠意をもって発注者と連絡調整を行い、能力を十分発揮するように努めること。
- (11) 業務を履行するに当たり、実施要綱及び発注者が提示するマニュアルをよく理解し、遵守すること。
- (12) 受注者は、運営マニュアル及び危機管理マニュアル等を作成し、要員の共通理解のもと業務を履行すること。

8 要員の配置

- (1) 港区放課後児童育成事業（放課GO→）を総括する責任者を配置すること。
- (2) 放課GO→の参加児童1日当たり約60名（特別な支援が必要な児童6名程度含む。）が想定されることを勘案し、安全に十分留意できる必要な人員を措置すること。
- (3) 放課GO→室は、常時職員を配置すること。また、体育館や校庭等での活動の際には常時職員を配置すること。

- (4) 実施校において遊び場開放を利用する場合は、港区遊び場開放指導員と連携し、児童の対応を行うこと。
- (5) 保護者会など発注者が行う行事等の参加状況等に応じて、十分な対応ができる人員等の措置を講ずること。
- (6) 想定した参加児童数に大幅な増減（おおよそ20名程度）があり、児童の指導上必要があると判断される場合は、協議の上、本契約を変更することができる。
- (7) 特別な配慮が必要な児童については、発注者との協議の上、対応を検討すること。なお、「港区児童館等における障害児受入れに関する実施要綱」及び「港区児童館等における障害児に関する協議会設置要綱」を確認すること。

9 要員の選任

- (1) 受注者は、小学校の施設を活用し、児童に放課後等の活動の場を提供し、児童の健全育成を行うこととして留意し、丁寧な対応ができる要員を選任すること。
- (2) 受注者は、業務を迅速かつ的確に履行するだけでなく、7業務要領を遵守し、規律を乱さない者を要員として選任すること。
- (3) 受注者は責任者を定めること。なお、責任者は、常勤職員を充て以下の全ての条件に該当する者とする。
 - ア 港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「基準条例」という。）第49条第2項に規定する者
 - イ 児童福祉事業の経験（3年以上）と熱意を有する者であること。
- (4) 責任者が不在の場合は、基準条例第49条第2項に規定する者で、常勤職員を配置すること。
- (5) 受注者は、外国籍児童及び保護者が在籍する際は、地域の特性を考慮し、英語等での対応ができる要員を1名以上選任すること。
- (6) 受注者は、業務履行に当たる要員について、原則として、社会保険等に参加させること。
- (7) 受注者は、業務履行に当たる要員について、年間を通じておおむね固定化し、配置することが望ましい。なお、要員の変更がある場合は、事前に発注者及び実施校に報告し、かつ、児童及び保護者等へ十分な説明等を行うこと。
- (8) 受注者は、あらかじめ業務に当たる要員について所定の様式に基づき、名簿を発注者に提出すること。また、基準条例第49条第2項に規定する者については、資格の証明書の写しを発注者に提出すること。
- (9) 受注者は、毎月の勤務表を毎月5日までに発注者に提出すること。
- (10) 発注者は、業務履行に当たる従事者の選任が不相当と認めた場合、受注者に変更の措置を求めることができる。この場合、受注者は、誠意をもって対処すること。

10 業務の執行

- (1) 受注者は、本委託業務に必要な運営方針、実施計画（年間・月間）を定め、発

注者に提出し、協議に基づき誠実に業務を行うこと。

- (2) 受注者は、要員配置を含めて、効率よく業務が行えるよう発注者及び実施校等との連携を図り、柔軟かつ弾力的に対応すること。

11 報告

- (1) 受注者は業務日誌を作成し、職員の配置状況や児童の様子、活動状況等を記録すること。
- (2) 受注者は、所定の様式に基づき、月ごとの実施報告、実施計画等を作成すること。参加児童数については、原則として翌月1日までに発注者に提出すること。また、発注者が指定する「行事参加者補償制度費用保険特約付帯 団体総合補償制度費用保険」の保険会社に参加実績について報告すること。
- (3) 勤務実績、業務日誌とともに原則として翌月5日までに発注者に提出して確認を受けること。
- (4) 受注者は、事件・事故・苦情対応等があった場合は、「19 その他(2)」で定めるほかに、所定の方法により速やかに発注者に連絡するとともに、所定の様式に基づき、事故報告書・クレーム対応報告書等を作成し、速やかに提出すること。

12 受注者の責務

- (1) 受注者は、労働基準法その他労働関係法規、関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。
- (2) 受注者の責務において、発注者・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な処置を講ずること。
- (3) 受注者は常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上、適宜報告すること。
- (4) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。
- (5) 受注者は、「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。また、ハラスメントが発生した場合は、発注者と連携して適切に対応すること。
- (6) 受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。
- (7) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」(平成9年港区条例第42号)第9条に規定するみなとタバコルールを遵守すること。
- (8) 受注者は、本契約の履行に当たり、地球温暖化防止のため、省エネルギー対策に努めること。

13 個人情報保護及び情報セキュリティの確保

- (1) 受注者は、個人情報の取扱いに当たっては、「港区個人情報保護条例」及び別紙「個人情報等取扱いに関する特記事項」の各条項に基づき、個人情報の適正な管

- 理のため、守秘義務を果たせる要員選任を含め管理体制を整えること。
- (2) 受注者は、港区情報安全対策指針を理解し、安全対策を講ずること。
 - (3) 受注者及び要員は、業務上知り得たことを第三者に開示・漏えいしてはならない。また、本契約業務遂行以外の目的に使用してはならない。これらのことは本契約終了後も同様とする。
 - (4) 発注者は、受注者及び要員の責任による個人情報の漏えいが生じた場合、受注者に対して適切な処置を取るよう求めることができる。
 - (5) 受注者は、発注者の職場研修マニュアル等を用いて、個人情報保護に関する研修を行い、発注者に報告すること。

14 損害賠償

受注者は、本契約の内容に違反し、発注者又は第三者に損害を与えたとき、若しくは要員の故意又は過失により、児童及び発注者に損害を与えたときは、その損害相当額を賠償すること。なお、上記以外で本業務履行に当たっての損害の責については、受注者の責任において処理すること。

15 費用負担

- (1) 業務履行に必要な什器備品等は、発注者が使用許可したもの以外は、原則として全て受注者の負担とする。
- (2) 業務履行に必要な消耗品等（衛生用品を含む。）は、受注者の負担とする。
- (3) 業務履行に必要な通信費は、受注者の負担とする。
- (4) 業務履行に必要な光熱水費は、発注者の負担とする。
- (5) 「行事参加者補償制度費用保険特約付帯団体総合補償制度費用保険」の加入に伴う費用は受注者の負担とする（払込みは、発注者の基準に従う。）。
- (6) 「スポーツ安全保険」に加入する場合、その保険料は参加者負担とし、加入手続き及び手数料については受注者の負担とする。

16 研修

- (1) 受注者は、業務を適正かつ能率的に行うために、要員に対して必要な研修（放課GO→事業理解、接遇マナー、安全管理、危機管理、救急対応、児童指導、特別支援児童対応、保護者対応等）を受注者の責任において行うものとする。
- (2) 受注者は、研修を行う場合、発注者に計画内容を提示し、事前に了解を得て、事後に確認を受けること。
- (3) 研修に要する費用の一切は、受注者の負担とする。

17 契約方法及び支払方法

- (1) 放課GO→の運営業務費用については総価契約とする。
- (2) 支払いについては、各月払いとする。
- (3) 発注者は毎月、事業実施報告書及び業務日誌等の提出を受け、業務の履行及び

完了を確認後、適法な請求書を受理した日から30日以内に支払う。

18 環境により良い自動車の利用について

- (1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (2) 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。
- (3) 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (4) 本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に関するガイドライン（平成29年3月16日改正28環改車第790号）」に規定する評価基準Aランク以上の車両を供給すること。

19 その他

- (1) 上記のほか、本契約の履行に当たっては、実施要綱を遵守すること。
- (2) 要員は、事件、事故、災害等緊急事態が発生した場合は、発注者、実施校及び関係機関と協力し、児童の安全を図るよう適切な行動をとること。特に、災害等緊急事態が発生し、発注者や保護者等から児童の安否等の確認を求められた場合は、港区の「緊急メール配信システム」等を活用するなどし、適切かつ迅速な対応をすること。
- (3) 実施校の工事等により、約1か月程度以上事業運営できない場合は、発注者と協議の上、近隣小学校等実施場所を変更し、実施する。なお、実施場所の変更が困難であり、事業中止となる場合は、中止期間分の経費の減額について、発注者と協議すること。
- (4) 次年度の受託を希望しない場合、受注者は7月末日までに発注者へ申し出ること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項又は疑義ある事項については、発注者と協議の上両者誠意をもって対応し、決定するものとする。

20 連絡先

港区教育委員会事務局教育推進部生涯学習スポーツ振興課生涯学習係
電話：03-3578-2741
FAX：03-3578-2759

個人情報等取扱いに関する特記事項

(適正な管理)

第1条 受注者は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(秘密保持の義務)

第2条 受注者は、この契約により受託した事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。契約期間満了後も、また、同様とする。

第3条 受注者は、この契約により受託した事務に従事する者及び従事した者にも、前条の義務を遵守させなければならない。

(再委託)

第4条 受注者は、発注者の書面による承諾を得た場合に限り、この契約により受託した事務の処理を他に委託し、又は請け負わせることができる。

第5条 受注者は、受託した事務について前条の規定により他に委託し、又は請け負わせるときは、この契約により求められる安全管理措置と同等の措置を講ずることができる事業者を再委託先とし、この契約と同等の安全管理措置を義務付ける再委託契約を結ばなければならない。また、発注者は、受注者が再委託先に対して適切な監督を行っているかを監督するものとする。

(第三者への提供の禁止)

第6条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。

(委託された事務以外への使用の禁止)

第7条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を、委託された事務以外の用途に使用してはならない。

(加工、再生等の禁止)

第8条 受注者は、この契約により受託した事務の範囲を超えて、個人情報の加工、再生等をしてはならない。

(複写及び複製の禁止)

第9条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を発注者の許可なく複写し、又は複製してはならない。

(返還及び廃棄の義務)

第10条 受注者は、この契約により受託した事務が完了したとき又はこの契約が解除されたときは、受託した事務に係る個人情報を速やかに発注者に返還しなければならない。

第11条 前条の規定にかかわらず、受注者は、当該個人情報を発注者の指示に基づき廃棄するときは、第三者の利用に供されることのないよう善良なる管理者の注意をもって焼却又は裁断等により処分しなければならない。

(事故発生時等における報告及び対応の義務)

第12条 受注者は、個人情報の保護に関し事故が生じたとき、又は生ずる恐れがあることを知ったときは、直ちに発注者に通知し、当該事故の解決に努めるとともに、遅滞なくその状況を書面をもって発注者に報告しなければならない。また、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合の検査、あるいはセキュリティ監査等の実地調査に対応すること。

(監査・検査への協力等)

第13条 発注者は、受注者に事前に通知し、受注者の承諾を得た上でいつでも、受注者の業務に支障を生じさせない範囲内において、個人情報の管理状況等について監査・検査を実施することができる。受注者は、合理的事由のある場合を除き、発注者又は発注者の指定した者の監査・検査に協力しなければならない。

(公表措置及び損害賠償義務)

第14条 発注者は、受注者が個人情報等取扱いに関する特記事項に掲げる義務に違反し、又は怠った場合は、港区長の付属機関である港区個人情報保護運営審議会の意見を聴いて、その事実を公表することができる。

第15条 前条の場合において、発注者が損害を受けたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。契約期間満了後も、また、同様とする。

(電磁的記録媒体の保管)

第16条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を記録した電磁的記録媒体を、施錠できるロッカー等に保管しなければならない。

(電磁的記録媒体の搬送)

第17条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を記録した電磁的記録媒体を、専用ケース等に入れて施錠した上で、安全対策を施して搬送しなければならない。

(平成27年10月5日)